

○ 飼料添加物の評価基準の制定について（平成4年3月16日付け4畜A第201号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改正後	改正前
<p>主たる試験の実施方法の概要</p> <p>I 効果に関する試験</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的とするものの試験 (1)～(4) (略) (削る)</p> <p>5 飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保を目的とするものの試験 この試験は、飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保を目的とする抗生物質、合成抗菌剤等について行い、対象家畜等を用いて、検体の特定の病原寄生生物による生産性の低下</p>	<p>主たる試験の実施方法の概要</p> <p>I 効果に関する試験</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的とするものの試験 (1)～(4) (略) (5) 特定の病原寄生生物による生産性の低下の防止効果を確保するための試験 この試験は、特定の病原寄生生物による生産性の低下の防止を目的とする抗生物質、合成抗菌剤等について行い、対象家畜等を用いて、検体の特定の病原寄生生物による生産性の低下の防止効果を野外において確認するものである。 なお、試験は原則としてⅡに準じて実施することとするが、試験計画に際しては、採用する試験方法が、被験物質の効果を明確に評価できるよう十分配慮する。</p> <p>(新設)</p>

の防止効果を野外において確認するものである。

なお、試験は原則として4のIIに準じて実施することとするが、試験計画に際しては、採用する試験方法が、被験物質の効果を明確に評価できるよう十分配慮する。

II～XVI (略)

II～XVI (略)

○ 抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改正後	改正前
<p>別紙2</p> <p>抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインに基づく確認手続</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 管理方法の免除</p> <p>別紙1に基づく工程管理を実施する事業場は、第1に基づきセンタ一理事長の確認を受けた場合には、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和53年9月5日付け53畜B第2173号、53水振第464号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和58年7月6日付け58畜B第1676号農林水産省畜産局長通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和60年10月15日付け60畜B第2928号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和62年12月25日付け62畜B第3099号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（平成3年6月3日付け3畜B第1113号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を</p>	<p>別紙2</p> <p>抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインに基づく確認手続</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 管理方法の免除</p> <p>別紙1に基づく工程管理を実施する事業場は、第1に基づきセンタ一理事長の確認を受けた場合には、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和53年9月5日付け53畜B第2173号、53水振第464号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和58年7月6日付け58畜B第1676号農林水産省畜産局長通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和60年10月15日付け60畜B第2928号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（昭和62年12月25日付け62畜B第3099号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等」の施行について（平成3年6月3日付け3畜B第1113号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を</p>

改正する省令等の施行について（平成6年7月18日付け6畜B第1012号農林水産省畜産局長通知）及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正する省令等の施行について（平成13年12月19日付け13生畜第4573号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）」に定める方法により実施しているサリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、センドュラマイシンナトリウム又はナラシンを含む飼料の製造ロットごとの分析を免除する。

改正する省令等の施行について（平成6年7月18日付け6畜B第1012号農林水産省畜産局長通知）及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正する省令等の施行について（平成13年12月19日付け13生畜第4573号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）」に定める方法により実施しているサリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、センデュラマイシンナトリウム又はナラシンを含む飼料の製造ロットごとの分析を免除する。

○ 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改正後	改正前
<p>別紙2 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく確認手続き 第1～第3（略） 第4 抗菌性飼料添加物の管理方法の免除 抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料又は飼料添加物複合製剤を製造する事業場のうち、第1に基づきセンター理事長の確認を受けた場合には、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等（昭和53年9月5日付け53畜B第2173号、53水振第464号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等（昭和58年7月6日付け58畜B第1676号農林水産省畜産局長通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等（昭和60年10月15日付け60畜B第2928号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等（昭和62年12月25日付け62畜B第3099号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等（平成3年6月3日付け3畜B第1113号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等（平成6年7月18日付け6畜B第1012号農林水産省畜産局長通知）」及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の</p>	<p>別紙2 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく確認手続き 第1～第3（略） 第4 抗菌性飼料添加物の管理方法の免除 抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料又は飼料添加物複合製剤を製造する事業場のうち、第1に基づきセンター理事長の確認を受けた場合には、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等（昭和53年9月5日付け53畜B第2173号、53水振第464号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等（昭和58年7月6日付け58畜B第1676号農林水産省畜産局長通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等（昭和60年10月15日付け60畜B第2928号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等（昭和62年12月25日付け62畜B第3099号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等（平成3年6月3日付け3畜B第1113号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等（平成6年7月18日付け6畜B第1012号農林水産省畜産局長通知）」及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の</p>

施行について（平成13年12月19日付け13生畜第4573号  
農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知」に定める方法により実  
施しているサリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム、ラ  
サロシドナトリウム、センデュラマイシンナトリウム又はナラシン  
を含む飼料の製造ロットごととの分析を免除する。

施行について（平成13年12月19日付け13生畜第4573号  
農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知」に定める方法により実  
施しているサリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム、ラ  
サロシドナトリウム、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシ  
ウム、センデュラマイシンナトリウム又はナラシンを含む飼料の製  
造ロットごととの分析を免除する。